

八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例施行規則（平成23年規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4条例別表第4の4雨水流出抑制施設の項の(1)の規則で定めるものの項開発事業の技術基準の欄を次のように改める。

- |  |
|--|
| <p>(1) 一団の土地について住宅の建築を目的として土地の区割りを行う宅地分譲</p> <p>(2) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく雨水貯留浸透施設のうち、条例別表第4の4(1)による施設と比較して雨水の流出抑制量が大きい施設を設置する開発区域</p> |
|--|

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。